

## 論点整理（案）

建設工事に伴って発生する産業廃棄物は、産業廃棄物全体の発生量の約 2 割を占めており、我が国の循環型社会を構築していく上で建設リサイクルの取り組みは極めて重要である。一方、我が国全体としてリサイクルの取り組みが活性化しつつある中、多くの資材を投入する建設分野について、各種廃棄物のリサイクル品の受け皿としての機能が今後ますます求められるようになってくることは明白である。

このような背景の下、今後建設分野においてリサイクルの取り組みを一層推進していくに当たっては、以下のような課題が複合的に存在しているものと考えられる。

なお、分別解体・再資源化及びリサイクル品の使用等に取り組んでいく上では、コスト、環境負荷が増大する可能性があるが、これとのバランスをいかに考慮するかについて、考え方を整理することも必要である。

**① 需要と供給のアンバランス**

廃棄物を再資源化することが技術的には可能であっても、その引取相手（製品の最終需要、製品化施設、再資源化施設）が無ければ結局は廃棄せざるを得なくなるため、そのような流通は成立しない。

このような流通を確立させる、すなわち「リサイクル市場を構築する」ためには、廃棄物の発生量に見合った需要（最終需要、処理能力）が確保されることが必要であり、具体的にはリサイクル品の建設資材としての利用を促進するなど需要の拡大を図ることが重要である。このため、利用量に関する数値目標を掲げ、利用側の P D C A システムを確立する必要がある。

なお、量的に需要と供給のバランスが図れている場合でも、両者の情報交換不足や時期・品質の不一致が原因でうまく流通が成立してしない場合もある。例えば、建設発生土について、搬出側工事の工程の遅れが搬入側工事の工程に影響を及ぼす可能性があるという観点から工事間利用が成立しないという事例も多い。

また、コンクリート塊の路盤材としてのリサイクルなど、現段階では発生量を上回る需要先が確保されているが将来的にはこのバランスが逆転する可能性が高いものもある。

**② 一部の工事における分別解体等及び再資源化等の不徹底**

中小の解体・修繕工事を中心に、分別解体・再資源化の取り組みが十分には浸透していない面が見られるという声が聞かれる。このため、これらの工事でも分別解体・再資源化が積極的に行われるような具体策を検討する必要がある。なお、分別スペースの確保の問題など物理的な制約による限界もあるため、規制強化を図るだけでは解決策にはならない場合もあるので注意が必要である。

### ③ 費用における課題

分別解体・再資源化を実施するためには、そのための応分の費用負担が必要となり、その費用負担を上回るコストメリットが得られないことも多い。また、新築工事と異なり、解体工事は非生産的な内容であるため、解体工事に係る費用は安ければその後の処理内容等については全く問わないという発想が発注者に未だにある。

### ④ 技術面の問題

再資源化について、未だに技術的に困難な、または非常に手間（コスト、環境負荷等）がかかる部分が存在しており、技術開発（コストの低減も含めて）に積極的に取り組むことが必要である。なお、再資源化技術の開発に当たっては、リサイクル品の再リサイクル性にも配慮していく必要がある。

### ⑤ 関係者間の基準等不一致の問題

建設工事については、発注者、資材製造者、設計者、施工業者、処理業者など関係者が非常に多岐にわたっているが、この関係者間の共通ルールを作成することによってリサイクルの促進が期待できる部分があると考えられる。

例えば、仮に施工業者が発生する廃棄物を現場で熱心に分別しても、それを処理する側の受入基準に合致しないことによって受入を拒否されてしまうケースが見られる。これには、再資源化施設、さらにはその後の製品化施設での受入条件と整合の取れたきめ細かな現場分別ルールを策定することが効果的と考えられる。

### ⑥ リサイクル品の利用先が不明

再資源化されたものがその後実際にどのような形で利用されているのか、など、依然として十分に実態が解明できていない面がある。これを解決するためにも、再資源化された後の最終的な需要先までのフローを把握できるシステムを構築し、発注者・排出事業者の意識・責任を強化する必要がある。

⑦ 有害物質等の取扱いにおける課題

石綿含有建材、汚染土壌等については、それが混入することによって全体のリサイクルを困難にさせてしまうとともに、それが不適正に取り扱われると環境問題・健康問題等につながる事となる。また、個々の品目単位で見れば再資源化が容易なものであっても、それが混在してしまうと再資源化が極めて困難な場合がある（石膏ボードなど）。全体のリサイクルを促進させるためには、有害物質等そのもののリサイクルは困難である場合も含め、事前調査及び現場分別をより徹底させることが強く求められる。なお、建設発生土の工事間利用を推進していくに当たっては、自然由来の重金属等を含む土砂の取扱いについても十分な配慮が必要である。

⑧ 履歴データベースの不備

例えば舗装材については、各種スラグなど極めて多種類のリサイクル品が用いられるようになってきているが、これらが廃棄された場合、混在した状態で再資源化施設に搬出されると、全体としてリサイクルが困難となってしまう。これについては、使用資材の原材料・品質等の履歴データベースを構築し、その資材の性状に応じた処理を行うような仕組みをシステム化することが必要と考えられる。

⑨ 意識の問題

関係者のリサイクルへの意識が必ずしも十分ではないといった面が見られる。例えば、排出事業者や下請業者について、再資源化施設に搬出しさえすれば自らの役割は十分と考えている者が多いと考えられるが、より質の高い取り組みを行うように求めていく必要がある。

また、一般市民のリサイクル意識について、容器包装、家電など生活に密着する分野においてはかなり高まっていると思われるが、建設リサイクルに関する取り組みを十分に認識している一般市民は極めて限定的ではないかと予想される。

#### ⑩ より上流段階での取り組みの不十分さ

これまでの建設リサイクル推進施策は、「廃棄物として発生したものをいかにリサイクルするか」という発生を前提としたものが中心を占めているが、循環型社会構築の基本理念にも示されている通り、まず「発生抑制」の具体策を積極的に位置づける必要がある。

また、将来の施設更新時における分別解体、再資源化を念頭においた資材の製造、設計段階での取り組みを強化する必要がある。

さらに、現在も広域認定制度等を活用して各種建材製造メーカーがリサイクルに積極的に取り組んでいるが、これらの取り組みをより多くの資材について拡げていくことが必要である。また、現在は新築系の端材のみを引取対象にしているケースもあると聞が、解体系廃棄物についても同様の取り組みが積極的に行われることが必要である。

#### ⑪ リサイクル品の利用促進の不十分さ

リサイクル品の建設資材としての利用を促進することは、リサイクル市場を構築していく上で極めて重要な取り組みであるが、特に他産業廃棄物を原材料とするリサイクル品については、それを建設資材として受け入れた段階から環境安全性や廃棄時の再リサイクルといった責任が建設業界に生じることから、受け入れに当たっての品質面・環境面でのチェックが他の製品以上に必要であることは言うまでもない。しかし、リサイクル品であれば何でもOK、リサイクル品以外は全くダメという「all or nothing」の思想に陥っているケースも多いのが実態と思われる。

また、廃棄物の含有が1%しか無いものも100%のものも全く同じリサイクル品として扱われているなど、リサイクル品という用語の定義が不明確であるといった声も聞かれる。さらに、この結果として、再生材の供給が追いつかない地域では新材を大量に含んだものが全体としてリサイクル品として安い価格で取り扱われており、製造業者等にしわ寄せが生じているという声も聞かれる。

これらの問題に対しては、例えば、土砂の利用に当たっては、第1種から第4種の分類を設けてそれぞれに応じた利用用途を限定しているように、リサイクル品についても、その原材料から起因する品質面・環境面等を勘案して、それぞれに相応しい利用用途を基準化することにより、より適正な利用が可能となるのではないかと考えられる。

#### ⑫ リサイクル効率化の限界

リサイクルを効率的に行おうとしても、廃棄物としての取扱いが必要であることからこのような取り組みには限界があるという声も聞かれる。例えば、現場での分別を徹底し多くの品目毎に分別をしても、その後の現場保管、運搬等に制約があることから結局混合して搬出せざるを得ないというケースがあると考えられる。